

電波防護の適合確認報告書

基本計算式による空中線から最も近い地点での算出

$S = P G \times 4 / 40 R^2$ に代入する。

$1000 \times 0.72(\text{ケーブル等} - 1.4 \text{ dB}) \times 5.01(\text{アンテナ利得} 7 \text{ dB}) \times 4 / 40 \times 3.14 \times 32.0^2$
 $= 0.112 \text{ mW} / \text{cm}^2$ であるから電力束密度基準値 $0.2 \text{ mW} / \text{cm}^2$ 以下であるから
電波防護基準に合格であると判断されます。

電波防護のための基準への適合確認プログラム (Excel Ver5.0 296KB) に代入
 計算結果は下記であるので、**電波防護基準に合格**であると判断されます。

1 基本算出式による場合

項目	諸元等	単位
周波数	50.1100	M H z
送信機出力	1000.00	W
給電線等損失(8D2V 0.4db/10m、35m は 1.4db)	1.4	d B
空中線入力電力	724.4360	W
空中線利得	7.0	d B
空中線電力電力比率	5.0119	倍
算出地点までの距離	28.3	m
反射係数	4.00	
電界強度基準値 (~ 30MHz)		V / m
電力束密度基準値(30MHz ~ 300GHz)	0.2000	mW/c m ²
電界強度算出値(3MHz ~ 30MHz, 反射考慮)		V / m
電力束密度算出値(30MHz 以上, 反射考慮)	0.1443	mW/c m ²
電界強度算出値(30MHz 未満, 反射無視)		V / m
電力束密度算出値(30MHz 以上, 反射無視)	0.0361	mW/c m ²
基準値=算出値となる距離(反射考慮)	24.0386	m
基準値=算出値となる距離(反射無視)	12.0193	m
判定(反射考慮)		
判定(反射無視)		

空中線の回転は考慮していません。

水色のセルが入力必須項目となります。

上記の結果が電波法施工規則第 21 条の 3 および別表第 2 号の 2 の 2 の内容に合致しますので報告いたします。

以上